

- 両者の共通点は、子を欲する夫婦の妻以外の第三者に妊娠・出産を代わって行わせることにあるが、これは、第三者の人体そのものを妊娠・出産のための道具として利用するものであり、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」という本専門委員会の基本的考え方に対するものである。
- また、生命の危険さえも及ぼす可能性がある妊娠・出産による多大なリスクを、妊娠・出産を代理する第三者に、子が胎内に存在する約10か月もの間、24時間受容させ続ける代理懐胎は、「安全性に十分配慮する」という本専門委員会の基本的考え方によらしても到底容認できるものではない。
- さらに、代理懐胎を行う人は、精子・卵子・胚を提供する人とは異なり、自己の胎内において約10か月もの間、子を育むこととなることから、その子との間で、通常の母親が持つと同様の母性を育むことが十分考えられるところであり、こうした場合には現に一部の州で代理懐胎を認めているアメリカにおいてこうした実例が見られるように、代理懐胎を依頼した夫婦と代理懐胎を行った人との間で生まれた子を巡る深刻な争いが起こることが想定され、「生まれてくる子の福祉を優先する」という本専門委員会の基本的考え方によらしても望ましいものとは言えない。
- このように、代理懐胎は、人を専ら生殖の手段として扱い、また、第三者に多大なリスクを負わせるものであり、さらには、生まれてくる子の福祉の観点からも望ましいものとは言えないものであることから、本専門委員会においては、これを禁止すべきとの結論に達したものである。

(3) 精子・卵子・胚を提供する条件等について

① 精子・卵子・胚を提供する条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 精子を提供できる人は、満55歳未満の成人とする。○ 卵子を提供できる人は、既に子のいる成人に限り、満35歳未満とする。ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さない。○ 同一の人からの卵子の提供は3回までとする。 |
|---|
- 加齢と精子の異常の発生率との関係については必ずしも明確にはなっていないが、加齢と精子の異常の発生率との関係を示す研究もある。このため、精子を提供する人に一定の年齢要件を課すことが必要であるが、この際、いたずらに厳しい年齢要件を課すこととすれば精子を提供する人の減少を不必要に招きかねず、また、その年齢以上の人の精子には問題があるものとの誤解を一般に招くおそれもある。こうした点を

勘案して、本専門委員会においては、イギリスにおいても精子を提供する人の年齢要件として採用されており、また、生殖活動を行う一般的な年齢を考慮しても妥当なものと考えられる満35歳未満を精子を提供する人の年齢要件としたものである。

- 卵子を提供できる人については、提供卵子の採取に伴う排卵誘発剤の投与による副作用、採卵の際の卵巣、子宮等の損傷等により卵子を提供する人自身が不妊症となるおそれがないとは言えないため、原則として既に子のいる人に限ることとしたものである。
- ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人が当該卵子の提供により上記のような身体的リスクを新たに負うものではないことから、卵子を提供する人は既に子がいることを要さないこととしたものである。
- また、卵子を提供する人が満35歳以上の場合には、卵子の異常等の理由から、妊娠率が低下し、流産率が増えることが予想されること等から、卵子を提供する人の年齢要件を満35歳未満としたものである。
- さらに、卵子を提供する人が負う上記のような身体的リスクに鑑み、同一の人からの卵子の提供は3回までとしたものである。

② 精子・卵子・胚の提供に対する対価

- 精子・卵子・胚の提供に係る一切の金銭等の対価を供与すること及び受領することを禁止する。ただし、実費相当分については、この限りでない。
- 精子・卵子・胚の提供をめぐる商業主義の惹起を防止するため、精子・卵子・胚の提供に係る一切の金銭等の対価を当該精子・卵子・胚を提供する人に供与すること及び当該精子・卵子・胚を提供する人が受領することを禁止することとしたものである。
- ただし、精子・卵子・胚を提供する人が精子・卵子・胚の提供のために交通費、通信費等を要する場合もあることから、こうした精子・卵子・胚の提供に際して必要な実費相当分については精子・卵子・胚を提供する人に支弁し、精子・卵子・胚を提供する人が受領しても差し支えないこととしたものである。
- なお、他の夫婦が自己の体外受精のために採取した卵子の一部の提供を受けて提供卵子による体外受精を行う場合に、卵子の提供を受けた人が当該卵子を提供した人に対して、当該卵子の採卵の周期に要した医療費等の経費の半分以下を負担することは、他の方法による卵子の提供に際して当該卵子を提供する人にかかる医療費等の経費を

当該卵子の提供を受ける人が負担することと本質的に相違はないものと考えられる。

③ 精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持

- 精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とする。
- 精子・卵子・胚を提供する人の匿名性を保持しない場合には、その人のプライバシーを守ることができなくなる場合が発生する。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が当該精子・卵子・胚を提供した人を知った場合、その子や当該精子・卵子・胚を提供した人の家族関係等に悪影響を与える等の弊害が予想されるところであり、「生まれてくる子の福祉を優先する」という本専門委員会の基本的考え方によらしても望ましいものとは言えない。
- さらに、精子・卵子・胚の提供における匿名性を保持しない場合には、精子・卵子・胚の提供を受ける側が精子・卵子・胚を提供する人の選別を行う余地を与える可能性がある。
- また、精子・卵子・胚を提供する人の匿名性を保持しないこととした場合に発生しえるこうした弊害はひいては精子・卵子・胚の提供の減少を招きかねないものであり、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施を実質的に困難にしかねないものである。
- こうしたことから、本専門委員会としては、こうした弊害の発生を防止し、また、精子・卵子・胚の提供の減少を未然に防ぐことにより、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実現可能性を実質的に担保するため、精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とすることとしたものである。

④ 兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供

- 精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人及び当該精子・卵子・胚の提供を受ける人に対して、十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとする。

- 兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであることの事前の審査を受けなければならない。
- 精子・卵子・胚の提供の対価を受け取ることを禁止することから、提供者がリスクを負うこととなる卵子の提供をはじめとして、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない事態が起こることも想定されるところである。
- また、我が国においては、血の繋がりを重視する考え方方が根強く存在していることから、精子・卵子・胚を提供する人と提供を受ける人の双方が、兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施を希望することも考えられるところである。
- しかしながら、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとすれば、必然的に精子・卵子・胚を提供する人の匿名性が担保されなくなり、また、遺伝上の親である精子・卵子・胚を提供した人が、その提供を受けた人や当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子にとって身近な存在となることから、精子・卵子・胚を提供した人が兄弟姉妹等でない場合以上に人間関係が複雑になりやすく子の福祉の観点から適当ではない事態が数多く発生することが考えられる。
- また、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることは、兄弟姉妹等に対する心理的な圧力となり、兄弟姉妹等が精子・卵子・胚の提供を強要されるような弊害の発生も想定される。
- 一方、上記のような兄弟姉妹等が精子・卵子・胚を提供した場合の弊害の発生の可能性を理由として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を、精子・卵子・胚を提供する人及びその提供を受ける人に対して、そうした弊害についての十分な説明・カウンセリングが行われ、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその提供を受ける人がそうした弊害について正しく認識し、それを許容して行う場合についてまで一律に禁止するのは適当でないと考えられる。
- 本専門委員会としては、これらを総合的に勘案した結果、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供は認めるべきではないとの強い意見も存在したもの、兄弟姉妹等以外に精子・卵子・胚を提供する人がおらず、精子・卵子・胚の提供を受ける人が精子・卵子・胚を提供する人の選別を行うものとは解されない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人やその提供を受ける人に対して、上述の精子・卵子・胚を兄弟姉妹等に提供した場合の弊害の発生の可能性についての十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の

特例として兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めるとの結論に達したものである。

- なお、上記の要件に該当するか否かの判断は、上記により兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設の判断に委ねられこととなるが、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供はあくまでも特例として上記の要件を満たした場合にのみ認められるものであり、当該生殖補助医療を行う医療施設が恣意的な判断により当該特例を濫用することは厳しく制限されなければならない。
- こうしたことから、上記の生殖補助医療を行う医療施設が恣意的な判断により当該特例を濫用することを防止するため、上記による特例として兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設に、その実施内容、実施理由等を後述の公的管理運営機関に申請させることとし、当該公的管理運営機関において当該生殖補助医療の実施が上記の要件に則して行われるものであるとの事前の審査を行うこととしたものである。
- なお、上記の要件に照らして問題がないと認められる場合に、具体的にどの範囲の人まで精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例を認めるかについては、本専門委員会の委員の間で、兄弟姉妹に限定すべきとの意見から、血の繋がりがある近親者については認めるべきとの意見、近親者が認められるのであれば親友等の近親者以外の対価を受け取ることなく精子・卵子・胚を提供する人も認められるべきとする意見まで多様な意見が存在し、この点に関して長時間に及ぶ議論がなされた。
- その結果、本専門委員会としては、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供に際しては、精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例の対象者の範囲を特に限定せず、公的管理運営機関が前述の厳格な要件に則しているか否かについての事前審査を行い、その適否を個々の事案ごとに決定することとしたものである。

⑤ 書面による同意

(ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療の実施の度ごとに、当該生殖補助医療の実施について、夫婦それぞれの書面による同意を得なければならない。当該同意は当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができる。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営

機関に提出しなければならない。

- Ⅲの1の(3)の⑥の(ア)の「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に対する十分な説明の実施」のところで述べるように、生殖補助医療は、その実施により人為的に新たな生命が誕生するものであり、また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療は、当該生殖補助医療を受ける夫婦の妻に排卵誘発剤の投与による卵巣過剰刺激症候群等の副作用、採卵の際の卵巣、子宮等の損傷の危険性等の身体的リスクを与えるものである。
- また、Ⅲの2の(1)の①の「親子関係の確定」のところで述べるように、「妻が夫の同意を得て、提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した子は、その夫の子とする」旨の内容を法律に明記することから、当該生殖補助医療の実施についての夫婦の同意は、当該生殖補助医療により生まれた子の法的地位の安定ひいては当該生殖医療により生まれた子の福祉のために極めて重要なものであると言える。
- こうしたことから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療は、当該生殖補助医療を受ける夫婦双方の明確な同意に基づいて行われるべきであり、また、同意の表示の方式は、明確かつ保存可能な方式であることが必要である。
- このため、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療の実施の度ごとに、当該生殖補助医療の実施についての夫婦それぞれの書面による同意を得なければならないこととしたものである。
- なお、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人のうち、妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書が的確に保存されていなければ、それにより生まれた子の法的地位の安定に支障をきたすおそれがあることから、当該同意書の確実な保存のために、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該同意書を後述する公的管理運営機関に提出しなければならないこととしたものである。

(イ) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設（以下単に「精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設」という。）は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の当該精子・卵子・胚の提供及び当該提供された精子・卵子・胚の当該生殖補助医療への使用について、書面による同意を得なければならない。当該同意は当該精子・卵子・胚が当該生殖補助医療に使用される前であれば撤回することができる。

- Ⅲの1の(3)の⑥の(イ)の「精子・卵子・胚を提供する人に対する十分な説明の実施」のところで述べるように、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のための精子・卵子・胚の提供は、当該精子・卵子・胚を提供する人に、身体的リスクを負わせたり、予期せぬ影響を与える可能性があるものである。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人は、自己の個人情報を一定の範囲で開示しなければならなくなるため、当該開示の結果として予期せぬ影響を受ける可能性がある。
- さらに、精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として兄弟姉妹等が精子・卵子・胚を提供する場合には、人間関係が複雑になりやすく、また、兄弟姉妹等に対する心理的な圧力がかかる場合も想定されるところである。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人に起こり得るこうした影響は、当該精子・卵子・胚を提供した人のみならず、その配偶者にも及ぶものである。
- こうしたことから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のための精子・卵子・胚の提供及び当該提供された精子・卵子・胚の当該生殖補助医療への使用は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の明確な同意に基づいて行われるべきであり、また、同意の表示の方式は、明確かつ保存可能な方式である必要がある。
- このため、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設（以下単に「精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設」という。）は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の当該精子・卵子・胚の提供及び当該提供された精子・卵子・胚の当該生殖補助医療への使用について書面による同意を得なければならないこととしたものである。
- なお、上記により書面による同意を得る際には、排卵誘発剤の投与による卵巣過剰刺激症候群等の副作用、採卵の際の卵巣、子宮の損傷など卵子を提供する人が卵子の提供により受けける可能性がある不利益について誰がどのように責任を負うかを予め定めておくことも必要である。

⑥ 十分な説明の実施

(ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に対する十分な説明の実施

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受ける夫婦が、当該生殖補助医療を受けることを同意する前に、当該夫婦に対し、当該生殖補助医療に関する十分な説明を行わなければならない。
- 生殖補助医療は、他の一般的な医療とは異なり、その実施の結果として、人為的に新たな生命が誕生するものであることから、その実施が生殖補助医療を受ける夫婦に与える影響のみならず、その結果として生まれてくる子の福祉やその子が生まれてくることによる家族関係への影響等の様々な問題を考慮の上実施される必要がある。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療は、当該生殖補助医療により生まれてくる子が、当該生殖補助医療を受ける夫婦の両方又はいずれか一方の遺伝的要素を受け継がないこととなることから、当該生殖補助医療により生まれた子の法的地位や出自を知る権利の問題等その他の生殖補助医療においては通常問題とならないような問題点を有するものである。
- さらに、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療は、当該生殖補助医療を受ける夫婦の妻や当該生殖補助医療のために卵子を提供する人が排卵誘発剤の投与による卵巣過剰刺激症候群等の副作用や採卵の際の卵巣、子宮等の損傷の危険性等の身体的リスクを負うという問題点も有している。
- こうしたことから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることを希望する夫婦は、当該生殖補助医療に関わる上記のような問題点を十分に理解し、それを十分に考慮した上で、当該生殖補助医療を受けることを決定すべきであると言える。
- そのためには、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることを希望する夫婦が当該生殖補助医療を受けることを決定する前に、当該生殖補助医療に関する十分な説明を受けることが必要であることから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受ける夫婦が、当該生殖補助医療を受けることを同意する前に、当該夫婦に対し、当該生殖補助医療に関する十分な説明を行わなければならないこととしたものである。
- なお、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設が当該生殖補助医療を受けることを希望する夫婦に説明すべき具体的な事項としては、当該生殖補助医療に係るリスクの可能性、当該生殖補助医療の成功の可能性、当該生殖補助医療に要する費用、当該生殖補助医療により生まれてくる子の血液型などを当該生殖補助医療を受ける夫婦に合わせることができない場合もあること、当該生殖補助医療により生まれてくる子の法的地位、当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人の匿名性、当該生殖補助医療により生まれた子は、公的管理運営機関への申請により、自己が当該生殖補助医療により生まれたことを知ることができることを含めた当

該生殖補助医療により生まれてくる子の出自を知る権利などが考えられるところである。

- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、夫婦が受けことを希望している生殖補助医療以外に、当該夫婦の状態に照らして、当該夫婦が受けることが可能な治療方法がある場合には、その治療方法について説明する必要がある。

(イ) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対する十分な説明の実施

- 精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者が、当該精子・卵子・胚の提供に同意する前に、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対し、当該精子・卵子・胚の提供に関する十分な説明を行わなければならない。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人は、卵子を提供する人が排卵誘発剤の投与による卵巣過剰刺激症候群等の副作用、採卵の際の卵巣、子宮等の損傷の危険性等の身体的リスクを受けることとなり、また、精子を提供する人が当該精子の提供に当たって実施される精液の検査によって自身のHIV等の感染症への罹患や無精子症が判明する可能性があることなど、当該精子・卵子・胚の提供に伴い、身体的リスクや予期せぬ影響を受ける可能性がある。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人は、当該生殖補助医療により生まれた子に自己の個人情報を一定の範囲内で開示することとなるため、Ⅲの2の(2)の②の「出自を知る権利」のところで述べるとおり、当該開示の結果として予期せぬ影響を受ける可能性もある。
- さらに、精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として兄弟姉妹等が精子・卵子・胚を提供する場合には、Ⅲの1の(3)の④の「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」のところで述べたように、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等でない場合以上に人間関係が複雑になりやすく、また、兄弟姉妹等に対する心理的な圧力がかかる場合も想定されるところである。
- また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人に起こり得るこうした影響は、当該精子・卵子・胚を提供した人のみならず、その配偶者にも及ぶものである。
- こうしたことから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該精子・卵子・胚の提供に関わる上記の

ような問題点を十分に理解し、それを十分に考慮した上で、当該精子・卵子・胚の提供を決定すべきであると言える。

- そのためには、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者が、当該精子・卵子・胚の提供を決定する前に、当該精子・卵子・胚の提供に関する十分な説明を受けることが必要であることから、精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者が、当該精子・卵子・胚の提供に同意する前に、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対し、当該精子・卵子・胚の提供に関する十分な説明を行わなければならないこととしたものである。
- なお、精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設が、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に説明すべき具体的な事項としては、当該精子・卵子・胚の提供に伴う身体的リスクや予期せぬ影響の可能性、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれてくる子の法的地位、当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人の匿名性、当該生殖補助医療により生まれた子は、公的管理運営機関への申請により、自己が当該生殖補助医療により生まれたことを知ることができること、当該生殖補助医療により生まれてくる子への自己の個人情報の開示及び当該開示の結果として受ける可能性がある予期せぬ影響などが考えられるところである。
- また、精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として兄弟姉妹等が精子・卵子・胚を提供する場合には、兄弟姉妹等が精子・卵子・胚を提供することによる弊害の発生の可能性についても十分な説明がなされるべきである。

⑦ カウンセリングの機会の保障

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の専門団体等による認定等を受けた当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならない。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることを希望する夫婦や当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚の提供を希望する人及びその配偶者が当該生殖補助医療を受けることや精子・卵子・胚を提供することについて相談し、それぞれの状況に応じたより的確な判断を行うことができるようになるためには、当該生殖補助医療を行う医療施設や精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設が当該生殖補助医療や当該精子・卵子・胚の提供に関する十分な説明を行うとともに、当該生殖補助医療に